

鹿児島県警察において発生した一連の非違事案の原因分析と  
それを踏まえた再発防止対策について

令和6年8月2日

鹿児島県警察

## 本報告書について

鹿児島県警察（以下「県警察」という。）では、昨年来、警察職員が逮捕される非違事案が続いている。

昨年中は職員の逮捕事案が2件発生したが、今年に入ってから、既に逮捕事案が3件発生しているほか、職員の模範となるべき立場にあった前生活安全部長が国家公務員法（守秘義務）違反事件の被疑者として逮捕される事案も発生し、同人が第三者に郵送した資料に記載されていた他の非違事案（以上を合わせ「一連の非違事案」という。以下同じ。）への県警察の対応にも疑念の目が向けられるなど、県警察への県民の信頼は大きく揺らいでいる。

こうした一連の非違事案の発生を受け、鹿児島県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）からは、事案の解明に尽力し、抜本的な再発防止対策を講じることや、県警察の組織運営の適正に対する懸念を早急に払拭することなどについて、文書にて指導を受けた。県警察の取組に関しては、「県公安委員会として、一刻も早く、県警察が非違事案の原因の分析を行い、その結果を踏まえた実効性のある再発防止対策を実施することを求め、その推進状況を管理していく」とされた。

また、一連の非違事案については、令和5年6月以降、鹿児島県議会において継続的に質問がなされるとともに、令和6年6月には集中審議、同年7月には閉会中審査が行われ、いずれの議員からも県警察の対応に対する厳しい御指摘がなされた。

さらに、県民等の方々から県警察に寄せられた意見は2,419件（同年7月31日現在）に上り、その多くは、相次ぐ非違事案に対する怒りや県警察に対する失望、そして、県民が期待する県警察になってほしいという願いであった。

社会の安全を支える警察活動には、県民の方々からの信頼が不可欠である。

県警察では、その信頼を失墜させたことを極めて重く受け止め、県公安委員会の指導の下、警務部長を長とする非違事案防止対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において、一連の非違事案の原因を分析するとともに、組織内外より広く意見を聞く機会を設けるなどして、抜本的かつ網羅的な再発防止対策の策定に向けて取り組んできた。

一連の非違事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止対策の策定に当たっては、取組の企画段階から県公安委員会の指導を受け、県公安委員会においても、県警察の幹部職員へのヒアリング等が実施された。また、県公安委員会に対し、累次にわたって経過を報告し、県公安委員会における議論を踏まえつつ、作業を行った。この間、警察庁からも特別監察として、きめ細かい指導を受けた。

本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

令和6年8月2日  
鹿児島県警察

## 目 次

第 1	県警察において発生した一連の非違事案の概要等	
1	巡査による麻薬特例法違反事案（令和 5 年 3 月逮捕）	1
2	巡査長による不同意性交事案（令和 5 年 10 月逮捕）	1
3	巡査長による情報漏えい事案（令和 6 年 4 月逮捕）	1
4	警部による不同意わいせつ事案（令和 6 年 4 月逮捕）	1
5	巡査部長による建造物侵入・盗撮事案（令和 6 年 5 月逮捕）	2
6	元警視正による情報漏えい事案（令和 6 年 5 月逮捕）	2
7	第三者に郵送した資料に記載されていた他の非違事案について	2
	(1) 巡査部長による建造物侵入・盗撮事案	
	(2) 巡査長によるストーカー事案	
	(3) 巡査部長によるストーカー事案	
	(4) 警視による時間外勤務不正申告事案	
8	その他の非違事案について	5
第 2	再発防止対策の策定に向けた取組	
1	一連の非違事案の原因分析	5
	(1) 職責及び倫理観の欠如【第 1 の 1 から 7 まで】	
	(2) 個人情報的重要性とその取扱いに関する認識の欠如【第 1 の 3、5、6、7 (1) 及び 7 (2)】	
	(3) 適確な指揮統率と組織的対処が不十分【第 1 の 3、5、7 (1) 及び 7 (3)】	
	ア 幹部職員による不十分な指揮統率	
	イ 不十分な組織的対処	
2	組織内外からの意見聴取結果の概要	6
	(1) 幹部職員へのヒアリングや職員同士の座談会における主な意見	
	ア 一連の非違事案を通じて感じるることについて	
	イ 非違事案防止のための取組について	
	ウ 県警察で悪いと感じるところについて	
	(2) 警察署協議会代表者会議における主な御意見	
	ア 一連の非違事案について	
	イ 県民の方々への対応の在り方について	
	ウ 県警察の情報発信について	
3	県議会からの御指摘や県民の方々から寄せられた御意見	7
	(1) 県議会からの御指摘	
	(2) 県民の方々から寄せられた御意見	

第3	非違事案防止対策の現状と足らざる点	
1	職責の自覚と職務倫理のかん養に向けた取組（第2の1(1)関連）	8
	(1) 非違事案防止教養	
	(2) 身上把握・指導	
	(3) 飲酒対策	
2	個人情報保護に関する取組（第2の1(2)関連）	10
	(1) 個人情報を扱うシステムの管理	
	(2) 不正照会の防止措置	
	(3) 情報に関する教養	
3	指揮統率・組織的対処に関する取組（第2の1(3)関連）	11
	(1) 幹部職員に対する適性の見極め	
	(2) 幹部職員の指揮統率向上に向けた取組	
	(3) 所属間の連携・調整	
4	県民の方々への対応や県警察の説明責任に関する取組 （第2の2(2)及び3関連）	12
第4	再発防止対策	
1	職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化	12
	(1) 幹部職員を含めた全職員に職責の自覚を促す、誇りと使命感の醸成	
	(2) 職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養の推進	
	(3) 上司による身上把握・指導方法の高度化に向けた取組の強化	
	(4) 悩みを抱える職員の早期発見に向けた取組の強化	
	(5) 飲酒に起因する非違事案防止に向けた取組の強化	
2	個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進	13
	(1) 警察情報システム一斉点検の実施	
	(2) 全職員を対象とした「情報リテラシー教養」の推進	
	(3) 不正照会の未然防止に向けた上司のチェック機能の強化	
3	適確な指揮統率と組織的対処の強化	14
	(1) 幹部職員による指揮統率能力の強化	
	(2) 幹部職員のマネジメント能力向上に向けた多面観察の実施	
	(3) 県警察本部による警察署への指導・支援の強化	
	(4) 県警察本部の調整機能の強化	
	(5) 県警察全体の最適化の視点に立脚した人材配置・育成	
4	県民と真摯に向き合う、より開かれた県警察を目指す取組の強化	15
	(1) 相談・苦情等への対応の強化	
	(2) 県警察におけるタイムリーかつ積極的な情報発信	
	(3) 情報公開の更なる推進	
	(4) 警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会の一層の活性化	
5	鹿児島県警察・改革推進委員会（仮称）の創設	16
6	今後の進め方	17

## 第1 県警察において発生した一連の非違事案の概要等

ここでは、一連の非違事案について概要を記載する。なお、文中に記載した職員の所属・年齢は、特に断りのない限り、処分時のものである。

### 1 巡査による麻薬特例法違反事案（令和5年3月逮捕）

鹿児島中央警察署所属（行為時は鹿児島県警察学校に所属）の巡査（24歳）が、令和4年8月、宮崎県内において、事件関係者から大麻のようなものを有償で譲り受けたとして、令和5年3月、宮崎県警察に通常逮捕され、同年4月、当該職員を「免職」としたものである。

### 2 巡査長による不同意性交事案（令和5年10月逮捕）

県警察本部警務部留置管理課所属（行為時は鹿児島西警察署に所属）の巡査長（28歳）が、令和5年2月、被害者が13歳未満の者であることを知りながら同人と性交したとして、同年10月、当該職員を通常逮捕し、同年11月、「免職」としたものである。

### 3 巡査長による情報漏えい事案（令和6年4月逮捕）

曾於警察署所属（行為時は県警察本部警備部公安課に所属）の巡査長（49歳）が、個人の犯罪経歴情報や告訴・告発事件処理簿一覧表等の職務上知り得た秘密を、令和5年6月から令和6年3月までの間、第三者に漏らしたとして、同年4月、当該職員を通常逮捕し、同年5月、「免職」としたものである。

本事案については、令和5年10月25日以降、ウェブメディアに告訴・告発事件処理簿一覧表や刑事企画課だより<sup>1</sup>が掲載され、県警察において所要の調査・捜査を進めていたが、その最中である令和6年3月にも再び漏えい行為がなされていたことが判明しており、調査・捜査の進捗が遅れ、結果として更なる流出を防ぐことができなかったことを理由として、同年5月、警察庁から、鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して「口頭厳重注意」、本部長を適切に補佐すべきであった当時の首席監察官に対して「業務指導」がなされた。

また、告訴・告発事件を管理する刑事企画課の担当者が、業務手続上、必要性がないにもかかわらず、また、知得範囲を十分に検討しないまま、告訴・告発事件処理簿一覧表を関係のない所属にも共有するという、情報管理に対する認識が不足した運用が常態化していたことを理由として、同年5月、同担当者を「所属長注意」とし、その前任者や上司らを「口頭厳重注意」や「業務指導」とした。

### 4 警部による不同意わいせつ事案（令和6年4月逮捕）

県警察本部警備部公安課所属の警部（51歳）が、令和6年3月、飲酒後、鹿児島県内の屋外にて、被害者の体を触るなどのわいせつな行為をしたとして、同年4月、当該職員を通常逮捕し、同年5月、「停職6月」としたものである（その後、行為者は辞職）。

## 5 巡查部長による建造物侵入・盗撮事案（令和6年5月逮捕）

枕崎警察署所属の巡查部長（32歳）が、令和5年12月、県内の多目的トイレに侵入し、被害者の性的姿態を撮影したとして、令和6年5月、当該職員を通常逮捕し、同年6月、「停職3月」としたものである（その後、行為者は辞職）。当該職員は、令和元年9月から令和5年12月までの間、複数回にわたり女子トイレに侵入し、性的姿態を撮影していたほか、同年7月、業務以外の目的で不正に個人情報の照会を行っていた。なお、本事案の捜査経緯等については、下記7(1)において記載している。

## 6 元警視正による情報漏えい事案（令和6年5月逮捕）

前生活安全部長（警視正・60歳。行為時の年齢）が、県警察の前刑事部長の氏名や連絡先を記載した上で、公表を望んでいないストーカー規制法違反事件の被害女性の個人名等の職務上知り得た秘密が記載された資料を、退職後の令和6年3月、第三者に郵送したとして、同年5月、前生活安全部長を通常逮捕したものである<sup>ii iii</sup>。

## 7 第三者に郵送した資料に記載されていた他の非違事案について

上記6の事案について、前生活安全部長が第三者に郵送した資料には、複数の非違事案が記載されていた。同人は、このうち2つの事案に関し、令和6年6月5日に行われた勾留理由開示の場において、本部長が隠蔽を指示したなどと主張している。

以下では、前生活安全部長が郵送した資料に記載されていた非違事案のうち、まず、前生活安全部長において、本部長が隠蔽を指示したと主張する2つの事案（(1)及び(2)）について、前生活安全部長の主張を踏まえ、県警察において確認した事実を記載し、その上で、残りの事案（(3)及び(4)）についても概要を記載する。

### (1) 巡查部長による建造物侵入・盗撮事案

本事案の概要については、上記5のとおりであるが、令和5年12月22日、枕崎警察署長から本事案の報告を受けた当時の首席監察官は、前生活安全部長に連絡し、事案内容を伝え、本事案の捜査の主管について確認したところ、生活安全部である旨の回答を得た。その上で、当時の首席監察官から本部長に対し、現場付近の防犯カメラに不審な車両が映っていること、当該画像から車種は確認できるものの車両ナンバーは不明であること、枕崎警察署には当該画像で確認できた車種と同じ車種の公用車があり、当時、その公用車を運転していた署員が犯人である可能性があることなどについて報告がなされた。

その際、本部長は、被害者は犯人を目撃しておらず、犯行状況が撮影された防犯カメラの映像もないなど、その段階では署員が犯人であるという証拠に乏しかったことから、引き続き枕崎警察署において捜査を尽くし、必要な証拠を収集した上で、仮にその署員が被疑者として特定されることとなれば、再び伺いを立てるよう指示をした。

また、併せて、本部長は、一般的に、捜査には相応の時間がかかることから、万が一その署員が犯人であった場合に、刑事事件として立件するまでの間に、同様の事案が起きるようなことはあってはならないと考え、直近に綱紀粛正の徹底を図る通達を発出していたこともあり、併せて非違事案防止の教養を行うようにとの指示も

行った。

しかし、この指示を受けた当時の首席監察官と枕崎警察署長との間で本部長の指示がうまく伝わらず、枕崎警察署においては、客観的証拠がないので捜査は中止し、教養を実施するという、実際の指示と異なる内容として受け止められ、捜査が一時中断したが、同年12月25日、枕崎警察署長が当時の首席監察官に確認した結果、そもそも捜査を中止せよなどといったものではないことが確認され、即日捜査が再開された。なお、当時の首席監察官と枕崎警察署長との間でこうしたやり取りがあったことについて、本部長への報告はなされていなかった。

このような経緯はあったものの、枕崎警察署では捜査を継続し、令和6年1月17日に被害者から被害届を受理するとともに、被害者立ち会いの下、実況見分<sup>iv</sup>や防犯カメラ追跡等の所要の捜査等を推進した。その間、告訴・告発事件処理簿一覧表の流出による個人情報漏えいに県警察を挙げての対応が続いたほか、同年3月25日の春の人事異動による首席監察官の異動と枕崎警察署長の退職、同年4月8日の地方公務員法違反事件による職員の逮捕（同月29日に再逮捕）といった事情により、生活安全部が枕崎警察署から事件を引き継いだのは、同年5月に入ってからとなったが、最終的に同月13日に被疑者を逮捕<sup>v</sup>、同年6月3日に起訴されたものである。

捜査経緯は以上のとおりであるが、本事案については、本部長から、枕崎警察署において捜査を尽くすよう指示がなされて以降、捜査状況のきめ細かい確認やその結果に応じた指示が行われておらず、また、当時、併せて教養を実施するよう指示がなされたものの、その意図が分かりにくく、迅速適確に行わなければならないという捜査の基本に欠けるところがあつたことを理由として、警察庁から、本部長に対して「警察庁長官訓戒」、本部長を適切に補佐すべきであった当時の首席監察官に対して「口頭嚴重注意」がなされたものである。

本事案について、前生活安全部長は、先に述べた勾留理由開示の場において、

- 令和5年12月中旬、枕崎署員による盗撮事件が発生しました。捜査用車両を使って署員が盗撮を行っていたことが判明し、本部長指揮事件となりました。
- 私は事案発生を受けて、現職警察官の犯行に強い衝撃を受けました。
- 早急に事件に着手すべきと考え、本部長指揮事件指揮簿に迷いなく印鑑を押して、本部長に指揮伺いを行いました。
- ですが本部長は、最後のチャンスをやろう、泳がせようという指示で印鑑を押しませんでした。

などと陳述している。

この点、本部長が令和5年12月22日に当時の首席監察官から報告を受けた際、本事案の捜査を所管する生活安全部において、本事案に係る本部長指揮事件指揮簿が作成され、前生活安全部長が印鑑を押した事実は認められなかった。

また、当時の首席監察官は、同年12月22日の時点で前生活安全部長に本事案及び本部長への報告結果を伝えており、前生活安全部長は、当時の首席監察官と同様に、本部長を適切に補佐すべき立場にあつたものの、前生活安全部長が本事案について本部長に報告や指揮伺いをした事実は認められなかった。また、同部において、枕崎警察署から報告を受けた当時、具体的な指導が行われた事実は認められなかつ

た。

なお、前生活安全部長が第三者に郵送した資料には、本部長が隠蔽を指示したなどとする記載はなく、本事案に関する資料には、前刑事部長が隠蔽を行ったかのような記載が見られるが、上記のとおり、本事案は刑事部の主管ではなく、枕崎警察署においても刑事部に報告した事実は認められなかった<sup>vi</sup>。

## (2) 巡査長によるストーカー事案

霧島警察署所属の巡査長（30歳代）が、令和5年4月から同年12月までの間、巡回連絡簿を悪用し、職務上知り得た被害者の携帯電話番号を利用して、ストーカー行為を行ったものである。

同年12月25日、被害者の知人から相談を受けた霧島警察署において事案を認知し、職員が被疑者であることが明らかであったことから、同日以降、本部長指揮事件として生活安全部人身安全・少年課が捜査を行っていた。令和6年2月、事件化を望まないとの被害者の意向を尊重し、刑事事件としては立件せずに捜査を終結したが、県警察では、同月、当該職員を「本部長訓戒」としたものである。

本事案について、前生活安全部長は、先に述べた勾留理由開示の場において、「結局、この事件も明らかにされず、隠蔽の姿勢に失望しました」などと陳述しているが、事実関係は上記のとおりである。

## (3) 巡査部長によるストーカー事案

霧島警察署所属の巡査部長（50歳代）が令和5年2月、被害女性に対して、自身の名刺を渡し、つきまとい等を行ったものである。

同月20日、被害者から相談を受けた霧島警察署において事案を認知し、同年5月31日以降、本部長指揮事件として、生活安全部人身安全・少年課が捜査を行い、同年10月2日に鹿児島地方検察庁へ在宅送付した。その後、不起訴処分となったが、県警察では、令和6年3月、当該職員を「口頭厳重注意」としたものである。

本事案については、令和5年3月、被害者から相談を受けた霧島警察署の対応が不適切であるとして本部への相談等がなされ、更に同年5月、被害者から県公安委員会への苦情の申し出がなされた。同年6月、県公安委員会から、「被害者の抱いた不安に対して心情に寄り添った迅速な対応や十分な説明等の配慮に欠けていた」として、「関係職員に迅速かつ十分な対応を行うよう厳正に指導すること」との指導を受け、霧島警察署の署長、副署長及び警務課長を「業務指導」とした。

また、その後の捜査・調査の結果を踏まえ、被害者に警察の対応について疑念を抱かせ、不安を与えることとなったことなどを理由として、令和6年3月、被害者への対応を担当していた警務課長を「口頭厳重注意」とした。

## (4) 警視による時間外勤務不正申告事案

鹿児島中央警察署所属の警視（50歳代）が、令和3年9月から10月までの間、時間外勤務を不正に申告していたものである。

朝早めに出勤し、始業時間まで勤務していた時間を終業時間後に割り振って申請しても問題ないと安易に判断して、実際の時間外勤務時間と異なる申告をしていたものであるが、判明した分の超過勤務手当については未支給であったため刑事事件としての立件はせず、令和4年3月、当該職員を「所属長訓戒」とした。



## 8 その他の非違事案について

県警察における職員の懲戒処分者数は、上記の一連の非違事案を含め、令和5年中は6人、令和6年中は4人（本報告書の公表日現在）となっている。

最近でも、南さつま警察署の巡査長（30歳代）が、令和6年3月8日から9日にかけて、自宅において1人で飲酒し、自家用車による出勤後にアルコールチェックで政令基準値以上の数値が検出されたことから、同年7月12日、当該職員を「停職1月」とした。

飲酒対策については、本報告書においても第3及び第4に加えたところであるが、県警察としては、こうした一連の非違事案に該当しないものについても重く受け止め、今後、第4の5において記載する鹿児島県警察・改革推進委員会（仮称）において、再発防止に向け議論を尽くしていくこととする。

## 第2 再発防止対策の策定に向けた取組

ここでは、より抜本的で網羅的な再発防止対策の策定に向け、県警察のプロジェクトチームが行った取組とその結果について記載する。

プロジェクトチームは、まず、第1に記載の一連の非違事案の原因分析を行い、今後の対策を検討することとした。

また、令和6年6月26日、プロジェクトチームの会合において、県公安委員会から、全ての県警察職員が対策の策定に参画するようすべきであり、また、一連の非違事案の原因分析に止まらず、県警察の在るべき姿についても議論をすべきであるなどとの指導があったことを受け、プロジェクトチームは、県公安委員会の指導の下、所属長以上の幹部職員を対象としたヒアリング<sup>vii</sup>（以下「ヒアリング」という。）、職員（中堅職員・若手職員・女性職員）同士の座談会<sup>viii</sup>、職員を対象としたWebアンケート<sup>ix</sup>（以下「アンケート」という。）等を行うとともに、常日頃から警察署の運営に関して御意見をいただいている警察署協議会の代表者からも考えを述べていただく<sup>x</sup>など、組織内外からの意見聴取等の機会を設けることとした。

さらに、プロジェクトチームは、一連の非違事案に関し、鹿児島県議会における各議員からの御指摘や県警察に寄せられた御意見についても精査し、県警察に期待される役割の抽出を行うこととした。

### 1 一連の非違事案の原因分析

#### (1) 職責及び倫理観の欠如【第1の1から7まで】

全ての非違事案の背景には、行為者に職責及び倫理観の欠如が認められるのは当然であるが、その年齢、階級を見ると、警察官として拝命して間もない若手職員のみならず、勤務経験を重ねた職員や、部下職員を指導し、模範となるべき立場にあった幹部職員も含まれており、年齢、階級に関係なく非違事案が発生している状況にある。県警察において長年実施してきた職務倫理教養や非違事案防止教養が浸透しておらず、教養を受けた職員が非違事案を自らの事として捉えられていないと言

わざるを得ない。

(2) 個人情報の重要性とその取扱いに関する認識の欠如【第1の3、5、6、7(1)及び7(2)】

個人情報を悪用した事案のみならず、ストーカー規制法違反事件の捜査を所管する生活安全部の最高責任者が自ら、ストーカー被害者の個人情報を漏えいするなどといった、極めて悪質な情報漏えい事案が連続して発生していることは、県警察が個人情報を保有することへの信頼性を失わせかねない重大な問題である。

第1の3、6、7(1)及び7(2)の事案において、いずれの行為者にも個人情報の重要性やその取扱いに関する認識が著しく欠如しているが、特に、部下職員を指導し、模範となるべき立場にあった幹部職員が行為に及んでいる点や、情報管理に対する認識が不足した運用が常態化している点等を踏まえれば、情報を漏えいしていた行為者だけでなく、県警察全体において、個人情報の重要性とその取扱いに関する認識が不足していると言わざるを得ない。

(3) 適確な指揮統率と組織的対応が不十分【第1の3、5、7(1)及び7(3)】

ア 幹部職員による不十分な指揮統率

第1の3の事案において、情報管理に対する認識が不足した運用が常態化していた背景には、上司が部下職員の業務内容や実態を十分に把握せず、担当者任せにしていた実態が見られる。また、第1の7(1)及び(3)の事案に見られるとおり、本部及び警察署の幹部職員は、事案の重大性を的確に判断し、それに応じたきめ細かい状況の確認やその結果に応じた指示等を行うべきであったにもかかわらず、それらがなされていなかったことから、本部や警察署の幹部職員の指揮統率が不十分であると言わざるを得ない。

イ 不十分な組織的対応

第1の7(1)の事案においては、枕崎警察署から生活安全部に対して発生状況の報告がなされていたにもかかわらず、同警察署の事件捜査に対する具体的な指導がなされていなかった。この背景には、上記アのような本部の幹部職員の指揮統率の不十分さに加え、警察署を指導・支援する立場にあるべき本部と警察署との関係性にも問題があると言わざるを得ない。

また、本来、非違事案への対応は、監察部門と事件担当部門が密接に連携して行われるものであり、部門間の連携についても不十分であると言わざるを得ない。

## 2 組織内外からの意見聴取結果の概要

(1) 幹部職員へのヒアリングや職員同士の座談会における主な意見

ア 一連の非違事案を通じて感じることについて

- 県民の皆様には申し訳ない。組織の気が緩み、慣れや特権意識のようなものに陥っている部分があると思う。(中堅)
- 日常的に扱うが故に、個人情報の取扱いが軽率になってはいないか。(幹部)
- 部長が、本部長へ決裁・説明に行かないのは悪いところ。課長や課長補佐クラスの職員が部長決裁の後、そのまま本部長のところに行っている。(幹部)

イ 非違事案防止のための取組について

- 取組は、職員の能力、資質、個性に応じて具体的に行うべき。(幹部)
- 自分が非違事案を起こした時の影響を想像できる教養があれば良い。(中堅、若手、女性)
- 幹部職員に対し、部下職員への効果的な指導・教養の研修があれば、指導・教養がしやすい。(中堅)
- 自分に下された評価を上司が見ることができれば、上司は自分のダメなところに気づけると思う。(中堅、若手、女性)

#### ウ 県警察で悪いと感じるところについて

- 縦割り、部門を超えての連携が希薄で取りにくい(若手、女性)
- 警察署から本部への実務上の運用に関する質疑に対して「署長の判断」と回答され、その判断に資する通達等の解釈や助言・指導が得られない場合が多い。他方、警察署も、下調べをせず単に本部に聞いてくるだけの場合がある。正しい質疑のかけ方と誠実な回答の在り方を指導することが必要。(幹部)
- 議論を避けるところがないか。所属間の意見調整、議論に消極的であってはならないし、自分の担当以外の業務への理解、考え方の意識改革が必要。(幹部)

### (2) 警察署協議会代表者会議における主な御意見

#### ア 一連の非違事案について

- 一連の不祥事の原因究明をして、自分たちの組織の一員がやったこととして反省し、自分事として再発防止に取り組んでほしい。
- 本部長等幹部職員は県民を向いておらず、対応がまずい。幹部職員の在り方を検討してほしい。

#### イ 県民の方々への対応の在り方について

- 県民に対する職務執行について、襟を正して取り組んでもらいたい。
- 警察官は仕事柄怖い雰囲気を持っているが、事件でないときは温かい雰囲気を持ってほしい。

#### ウ 県警察の情報発信について

- 情報の公表の仕方はわかりやすくすべき。物事がわかりやすく伝わらないと不安に思う。

## 3 県議会からの御指摘や県民の方々から寄せられた御意見

### (1) 県議会からの御指摘

一連の非違事案については、令和5年6月以降、鹿児島県議会において継続的に質問がなされ、令和6年6月11日には、総務警察委員会において集中審議が行われるとともに、同年7月19日には、同委員会において閉会中審査が行われた。

一連の非違事案に関し、いずれの議員からも厳しい御指摘があり、

- 非違事案が続発し、県警察のこれまでの取組では不十分であるなど、県警察の非違事案防止対策に関する御指摘
- 説明が迅速になされず、不十分であり、公益に資する情報ももっと積極的に出すべきであるなど、県民の方々への説明責任に関する御指摘

○ 県民からの相談に寄り添った対応がなされていないなど、県民の方々への県警察の対応に関する御指摘等、大変重く受け止めるべきものであった。

## (2) 県民の方々から寄せられた御意見

一連の非違事案に関し、これまで県警察には2,419件の意見が寄せられた（令和6年7月31日現在）。その多くは、相次ぐ非違事案に対する怒りや県警察に対する失望であり、県警察への県民の信頼が大きく揺らいでいることを自覚するものであったが、同時に、

○ もっと風通しを良くして上司と部下職員が対等に意見を交わせる組織になってほしい

○ 現場警察官が一生懸命仕事をできる環境作りをしてほしいなど、在るべき県警察の姿を期待する御意見もいただいた。

## 第3 非違事案防止対策の現状と足らざる点

ここでは、第2の1において記載した一連の非違事案の原因に関し、組織内外からの意見聴取等の結果も踏まえつつ、県警察における非違事案防止対策の現状を検証し、足らざる点を抽出する。

### 1 職責の自覚と職務倫理のかん養に向けた取組（第2の1(1)関連）

#### (1) 非違事案防止教養

県警察では、警察学校における講義のほか、各所属においても朝礼や定期招集時等の様々な機会を捉えて非違事案防止教養を実施しているが、各所属に対しては、これに加え、幹部職員からの一方的な指示に止まることなく、職員一人一人が自分のこととして考える機会となるよう、小グループ検討会等の実施を指示している。

しかし、令和5年中に小グループ検討会を行った所属は、57所属中32所属に止まり、未実施の所属が散見されるなど、非違事案防止教養の実施に対する幹部職員の関心の低さがうかがえる。幹部職員による非違事案も発生している中、改めて幹部職員に職務倫理教養の重要性を認識させる必要がある。

また、小グループ検討会のテーマ設定は各所属に委ねられているほか、こうした教養の実施結果の確認等も行われておらず、不十分な状況が認められる。

なお、アンケート結果では、「過去に懲戒処分を受けた人の体験談・手記」や「殉職事案を題材とした教養」等、職責の自覚に資する題材は印象に残りやすいと考えられるほか、教養の方法として、自分のこととして考えられる機会の創出や、より記憶に残りやすい視覚的手段、外部からの新たな知識等を望む意見が多かった（図1及び図2参照）。

図1 これまでの職務倫理教養で心に残った教養は何ですか？（人・複数回答可）



図2 職務倫理教養の効果を高めるには、どうしたらいいと思いますか？（人・複数回答可）



## (2) 身上把握・指導

身上把握は、職員の指揮監督上必要な人事管理の一環として行っているが、特に、非違事案の未然防止の観点からは、身上把握を通じて、部下職員の悩みや不安を早期に把握し、その解決に向けて必要な助言・指導を行うことが重要である。

しかし、県警察においては、身上把握・指導に関する教養や研修等の機会はなく、アンケート結果では、半数以上の職員（59%）が、部下職員のプライベートな部分にどこまで踏み込んで良いか分からないなどといった理由により、身上把握・指導の難しさを感じている（図3及び図4参照）ことから、身上指導担当者の能力向上に向けた教養を充実させる必要がある。

図3 あなたは部下職員の身上指導・把握が難しいと感じることがある

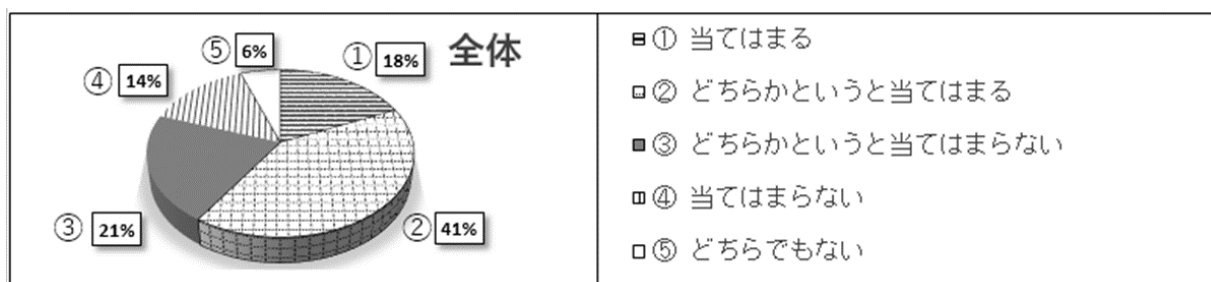
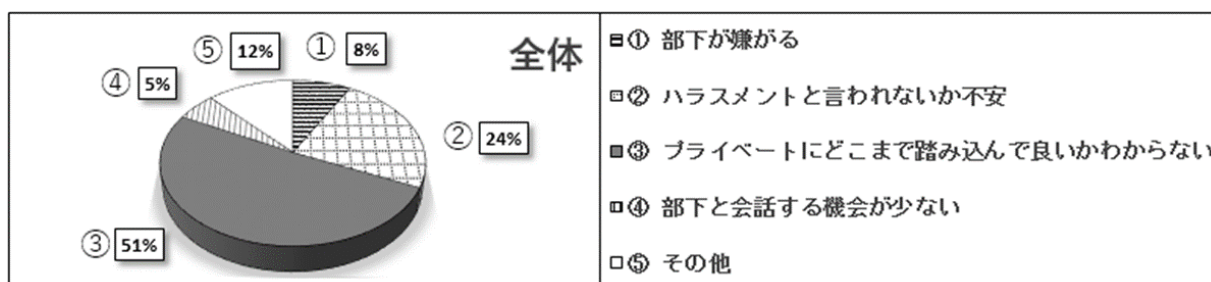


図4 身上指導・把握が難しいと感じるところはどこですか？



また、身上把握に資する制度や取組は、本人はもとより、家族や同僚といった周りの者からの声も拾い上げ、悩みを抱える職員を決して取りこぼすことのないよう、重疊的に用意されていることが望ましい。

この点、県警察では、各所属で指名された「ピアサポーター」に、公私にわたる各種問題を職員やその家族が相談できる「ピアサポート制度」を運用中であるが、家族への周知は不十分であると認められる。また、自分以外の周りの者が悩みを抱えていることに気づいた場合に、積極的に組織につなげること、すなわち「行動する傍観者（アクティブ・バイスタンダー）」の重要性等といった点に関して特段の教養は行われていない。

よって、職員家族への周知を徹底することはもとより、職員の悩みを知る家族だけでなく、それに気づいた周りの職員からも、より積極的に組織に相談がなされるようにすることが有益である。

### (3) 飲酒対策

県警察の職員の中には、通勤等で日常的に自動車等を運転する者も多いが、現在、県警察において、飲酒対策に関して組織的に行っている取組はない。飲酒に関する非違事案も発生しており、飲酒の在り方については個人の資質の問題に止めず、組織の問題として捉え、適切な飲酒対策を講じる必要がある。

## 2 個人情報保護に関する取組（第2の1(2)関連）

### (1) 個人情報を扱うシステムの管理

県警察では、事案発生後、総合事件管理システム内の情報について、システム上での閲覧に限定し、出力機能を停止したほか、パソコンディスプレイにウォーターマーク（電子すかし）の表示を拡大するなどの措置を実施した。

しかし、県警察内の他の警察情報システムについては、特段の措置はなされていないことから、これら他のシステムについても、アクセス権が真に必要な範囲に限られているか、各種システムを用いた業務運用の実態がアクセス権設定の趣旨を踏まえた適切なものとなっているか、アクセスログが適切に管理・保存されているかなどの観点から確認・点検する必要がある。

### (2) 不正照会の防止措置

県警察では、部下職員による各種システムへの照会状況を上司が確認することとしており、上司は、照会が照会者自身による、業務上真に必要なものであるか、勤務時間や照会目的との整合性等を踏まえながら点検を行っている。

しかし、現状では、勤務時間や照会目的との整合性等の見極めに多大な労力をかけなければならず、本来果たすべき業務に支障が生じたり、逆に、そのような事態を避けるために点検が疎かになったりするおそれがあるため、例えば、一部の他県警察で導入されているような、上司が優先して確認すべきものを抽出するスクリーニング機能等、上司による調査・点検を補助するような機能の改善等により、チェック機能の実効性向上を図ることが有益である。

### (3) 情報に関する教養

県警察では、県警察が設置・運用する警察情報システムの運用方法や取扱いの注意点等について、初任科生、任用科生等を対象とした教養や全職員を対象とした小テスト等を実施している。

しかし、それらの内容は、機密性のレベルに関する知識やパスワード設定の推奨、USBの使用上の注意といった一般的・技術的な内容に止まっており、警察が保有する個人情報を取り扱うことの重みや、個人情報の取扱いに関して警察職員であるがゆえに気を付けるべき視点等について学ばせるための教養を充実させる必要がある。

## 3 指揮統率・組織的対応に関する取組（第2の1(3)関連）

### (1) 幹部職員に対する適性の見極め

県警察の昇任制度は、訓令上、警視昇任候補者は、各部長及び所属長が、業務管理能力、人事管理能力、対外折衝能力、自己管理能力等の警視としての資質・能力を判断するために必要な事項について評価することとされているほか、人事評価時においては、対象職員の評価者が「直近上位職への適性」につき、評価する機会が設けられている。

しかし、第2の1(3)アのとおり、現実には県警察の幹部職員の指揮統率に不十分な状況が認められており、ヒアリング結果から見ても、幹部職員として適性のある者が適切に選定されるよう、昇任管理のシステムの見直しが必要である。

よって、県警察全体の最適化の視点から、幹部職員に必要な適性をより早い段階から継続的に見極めていく仕組みや、縦割り主義を排し、県警察全体の最適化の視点から判断することのできる幹部職員を育成するための取組が必要である。

### (2) 幹部職員の指揮統率向上に向けた取組

県警察では、新任警察署長等を対象に研修会を開催（3日間計約8時間）しているが、内容は各部門の業務概況等実務的内容に限られており、幹部職員としての在るべき姿について学ぶ機会が不足している。

よって、組織マネジメントやリーダーシップ、ティーチング等幹部職員として必要な素養を学ぶ機会を充実させる必要がある。

また、現在、県警察では、上司が自身の業務姿勢等についてフィードバックを得る仕組みはないが、ヒアリングでも見られたとおり、職員の十分な理解を前提とすれば、上司の行動変容によるマネジメント能力の向上に資することから、警察庁や一部の県警察で導入されている多面観察のような仕組みを導入することが有益である。



### (3) 所属間の連携・調整

様々な治安事象に対処し、県民の安全と安心を確保するためには、県警察の各部門が連携し、組織の総合力が発揮されなければならない。

しかし、現実には第2の1(3)イのとおり、部門間、本部・警察署間の連携が不十分な状況が認められており、ヒアリングでも同様の意見が見られていることから、本部による警察署への指導の強化、部門間のコミュニケーションや人事交流の活性化を図っていく必要がある。

なお、人事交流に関しては、現在、県警察において「鹿児島県警察の機能強化実施計画」に基づき、専務経験者や若手の昇任試験合格者等の現場の中核となる人材の地域部門への優先的配置が行われているが、規模として不十分であり、部門を超えた人事交流の更なる強化が必要である。

また、(1)のとおり、県警察全体の最適化の視点から判断することのできる幹部職員の育成に当たっては、配属される部門や地域に偏ることがないように、適切な人事管理を行っていく必要がある。

## 4 県民の方々への対応や県警察の説明責任に関する取組（第2の2(2)及び3関連）

これまで、第2の1において記載した一連の非違事案の原因に関し、組織内外からの意見聴取等の結果も踏まえつつ、県警察における非違事案防止対策の現状を検証し、足らざる点を抽出したが、第2の2(2)や3では、一連の非違事案の原因を超えて、県警察の説明責任や県民の方々への対応について、厳しい御指摘・御意見をいただいた。

県警察としては、こうしたことに関し、これまで真摯に取組を進めてきたつもりであったが、いただいた御指摘を踏まえれば、不十分であると言わざるを得ない。県警察としては、県民と真摯に向き合い、より開かれた県警察を目指すための取組を強化する必要がある。

## 第4 再発防止対策

県警察では、以上を踏まえ、以下の4つの項目から成る、再発防止対策を実行する。

- 1 職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化
- 2 個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進
- 3 適確な指揮統率と組織的対処の強化
- 4 県民と真摯に向き合う、より開かれた県警察を目指す取組の強化

併せて、これらの対策の確実かつ継続的な実行を確保するため、「鹿児島県警察・改革推進委員会（仮称）」を創設する。

県警察としては、以下の再発防止対策について、外部との調整が必要なもの以外の全ての施策について、いずれも速やかに実行に着手するとともに職員が一丸となって推進し、県公安委員会の指導の下、一日も早い県民の皆様の信頼回復に努めてまいることを、固く誓う。

### 1 職責の自覚と高い職務倫理のかん養に向けた取組の強化



(1) **幹部職員を含めた全職員に職責の自覚を促す、誇りと使命感の醸成**

誇りと使命感、職務倫理をテーマとして、県公安委員会定例会議後、定期的に部長同士の小規模討論会を開催するとともに、同テーマに関する部長自身の経験や考え、思い等を機関誌に寄稿する「部長リレー投稿」を実施する。

また、震災現場に派遣従事した職員の体験記や殉職警察官の家族の手記の配付、犯罪被害者・交通事故被害者の講演を企画するなど、職責の自覚を促すための取組を強化する。

(2) **職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養の推進**

警察OBによる経験談を踏まえた講話等に加え、警察庁や他県警察からの協力も得つつ、過去に非違事案を起こした被処分者による体験談・手記、非違事案を題材とした動画等を収集・活用し、非違事案に特化した巡回教養を推進する。

また、部門・所属を横断して同じ階級・年代・係等でグループを構成し、属性に応じた題材を用いた非違事案防止検討会を実施する。

(3) **上司による身上把握・指導方法の高度化に向けた取組の強化**

部下職員の身上把握・指導に特に不安を持つ警部補や巡査部長を対象に、部外講師を招聘したコーチング力向上のための実践塾を実施する。

また、身上把握・指導時の話し方や着眼点等を具体的にまとめた教養資料の充実を図るとともに、部下職員の指導方法について様々な意見を交わし、知見を共有するためのワークショップを実施する。

(4) **悩みを抱える職員の早期発見に向けた取組の強化**

家族が職場に自由に連絡・相談できるよう、既存の取組を周知するとともに、職員家族参加型のレクリエーションや職員家族を招待しての職場見学会の開催等をより積極的に行うなどして、職員家族と組織とのつながりを強化する。

また、職員に対し、「行動する傍観者（アクティブ・バイスタンダー）」の重要性に関する教養等の推進により、職場では見えないが家族や同僚には見える職員の悩みや心配事の早期把握に努める。

(5) **飲酒に起因する非違事案防止に向けた取組の強化**

出勤前の自宅におけるアルコールチェックを義務化し、家族にも周知することで職員による二日酔い運転の未然防止を図るとともに、飲酒に問題を認める職員に対してスクリーニングテストを実施し、医療機関への受診を含め、家族とともに問題と向き合うよう促す。

また、全職員の参画の下、県警察職員が守るべき飲酒ルールを設定する。

## 2 個人情報保護に対する意識の向上と漏えい防止対策の推進

(1) **警察情報システム一斉点検の実施**

警察における個人情報扱う各種システムについて、個人情報の漏えいの未然防止措置が十分なものとなるよう、以下の項目を重点とする「警察情報システム一斉点検」を実施する。

○ アクセス権限が真に必要な範囲で適切に設定されているか

○ 各種システムを用いた業務運用の実態が、アクセス権設定の趣旨を踏まえた適

切なものとなっているか

- アクセス権限に応じた印刷制限等、情報漏えいを防止するための必要な措置が講じられているか
- アクセスログが適切に管理・保存されているなど、事後追跡可能性が確保されているか

## (2) 全職員を対象とした「情報リテラシー教養」の推進

個人情報保護や情報リテラシーに対する職員の意識の向上を図るため、警察業務の遂行に当たり、個人情報を扱うことの重みや個人情報を保護するために必要な考え方について十分な理解を持たせることを目的とした「情報リテラシー教養」を全職員に対して実施するとともに、eラーニングを含めた教養資料の充実、外部有識者による講演会の開催、身上指導等の機会を利用した SNS 等利用時の注意喚起、理解度の定期的確認等を推進する。

## (3) 不正照会の未然防止に向けた上司のチェック機能の強化

部下職員による各種照会等個人情報の取扱い記録について、適正な取扱いを確保する観点から行う上司による確認作業をより実効性の高いものとするため、端末操作画面において、上司にとって優先して確認すべき記録にフラグが立つなど関係システムの機能改善を図る。

また、業務ごとに上司が確認を行う際の着眼点や確認方法を取りまとめて共有を図るなど、幹部職員への教養を強化する。

## 3 適確な指揮統率と組織的対処の強化

### (1) 幹部職員による指揮統率能力の強化

警部、警部補の指揮統率能力の更なる向上に向け、実際の事件を題材とした捜査指揮に関する実践的研修を強化するとともに、新任所属長に対する研修を充実させ、組織マネジメント、ティーチング力の向上に資する部外講師の招聘、具体的な事例に基づく小規模討論等を実施する。また、警察署における幹部職員と部下職員の配置バランスが真に適切なものとなるよう、必要に応じて見直しを行う。

### (2) 幹部職員のマネジメント能力向上に向けた多面観察の実施

警部以上の幹部職員に対し、平素の業務を通じ指導・監督を受けている部下職員が匿名で評価を行い、その集計結果を本人にフィードバックすることにより、自らのマネジメントについて「気付き」の機会を与え、行動変容によるマネジメント能力の向上を図る多面観察を定期的実施する。

### (3) 県警察本部による警察署への指導・支援の強化

本部内各課における警察署への指導・支援責任を明確化するとともに、警察署からの相談等に対して迅速かつ積極的に対応がなされるよう、各部門において、警察署からの相談等を一義的に受け付ける窓口（ヘルプデスク（仮称））を設置する。また、警察署における自部門の活動状況や実態を適切に把握できるよう、本部各部門における警察署への巡回指導・教養を強化する。

### (4) 県警察本部の調整機能の強化

警務部長が主宰し、本部内各部門の参事官又は筆頭課長による会議を設置し、各

部門における平素からの情報共有・連絡調整や、部門をまたがる課題等について検討・調整を行うこととする。また、突発事案や調整困難な問題が発生した際には、関係する部長、首席監察官等の幹部による本部長への同時報告を徹底し、本部長や警務部長が指揮調整する。

#### (5) 県警察全体の最適化の視点に立脚した人材配置・育成

上位職への昇任に際しては、県警察全体の最適化の視点等、幹部職員として必要な適性を実質的かつ多角的に見極めていくこととし、警部補及び巡査部長昇任試験合格者の昇任後最初の人事異動においては、昇任前に配属されていた部門ではない他部門への優先的配置を徹底する。また、専務員の部門間、本部・警察署間の人事交流を活性化させるとともに、特に上級の幹部職員候補については、県警察全体の最適化の視点から判断することのできる幹部職員を育成するため、警務部において一元的管理を行い、勤務経歴が特定の部門や地域に偏ることがないように、部門や地域の垣根を越えた運用を推進する。

### 4 県民と真摯に向き合う、より開かれた県警察を目指す取組の強化

#### (1) 相談・苦情等への対応の強化

警察に寄せられる各種相談に対しては、相手の心情に配慮しつつ誠実な対応がなされるよう、本部の各主管部門において、教養資料の充実を図るとともに、本部各部門における警察署への巡回指導・教養を強化する。また、苦情申出制度の趣旨、制定経緯、概要等について全職員への教養の徹底を図るとともに、苦情の申出を受けた際の対応に当たっては、本部の苦情制度の所管部門と苦情の対象となる職務執行を主管する部門の相互連絡・連携を強化し、申出内容に真摯に向き合い、手続に則った組織的かつ適切な対応を徹底する。

#### (2) 県警察におけるタイムリーかつ積極的な情報発信

県警察の活動や取組姿勢に対する批判が多く寄せられるなど、県民から県警察への疑念が生じている場合や、生じるおそれがある場合、幹部職員がこれを機敏に察知し、組織的に必要な措置を検討した上で、県警察の考えをタイムリーかつ積極的に示すなどして疑念の払拭に努める。また、日頃の警察活動への一層の理解と協力を得られるよう、各種媒体を活用し、様々な現場で活躍する警察職員の姿を積極的に情報発信するとともに、県警察による各種イベント等についてもより広く周知を図っていく。

#### (3) 情報公開の更なる推進

県公安委員会や警察署協議会における議事録や、県警察の施策を示す各種訓令、通達等について、他県警察の状況も踏まえつつ公表の在り方を随時見直すなど、情報公開の更なる推進を図る。

#### (4) 警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会の一層の活性化

地域住民の声を様々な警察活動に一層反映させるため、警察署協議会や交番・駐在所連絡協議会において出された意見等に対しては、県警察の考えを明確かつ分かりやすく工夫した上で地域社会に対して広く周知を行っていくほか、これらの協議会において、地域社会の特定のテーマについて、県警察から積極的に意見を聞くな

どこれらの協議会の一層の活性化を図るよう努める。

## 5 鹿児島県警察・改革推進委員会（仮称）の創設

これまで掲げた再発防止対策の各種施策については、県警察が一丸となって確実に、継続して実行していかなければならないが、これらの継続性を確保するためには、施策の適切な進捗管理と不断の見直し・改善が欠かせない。

また、職員の意識も重要である。非違事案の防止に当たっては、何より、職員の一人一人が、これまで以上に県民から信頼される警察職員の在るべき姿、ひいては県警察の在るべき姿について、深く、真剣に考え続けなければならないが、そうした高い意識が保持されるためには、自らが感じた組織運営上の課題にいつでも声を上げることができ、かつ、組織はそれを放置せずに改善し、又は必ず答えを返してくれるといった、個人と組織との信頼関係を強めていく必要がある。

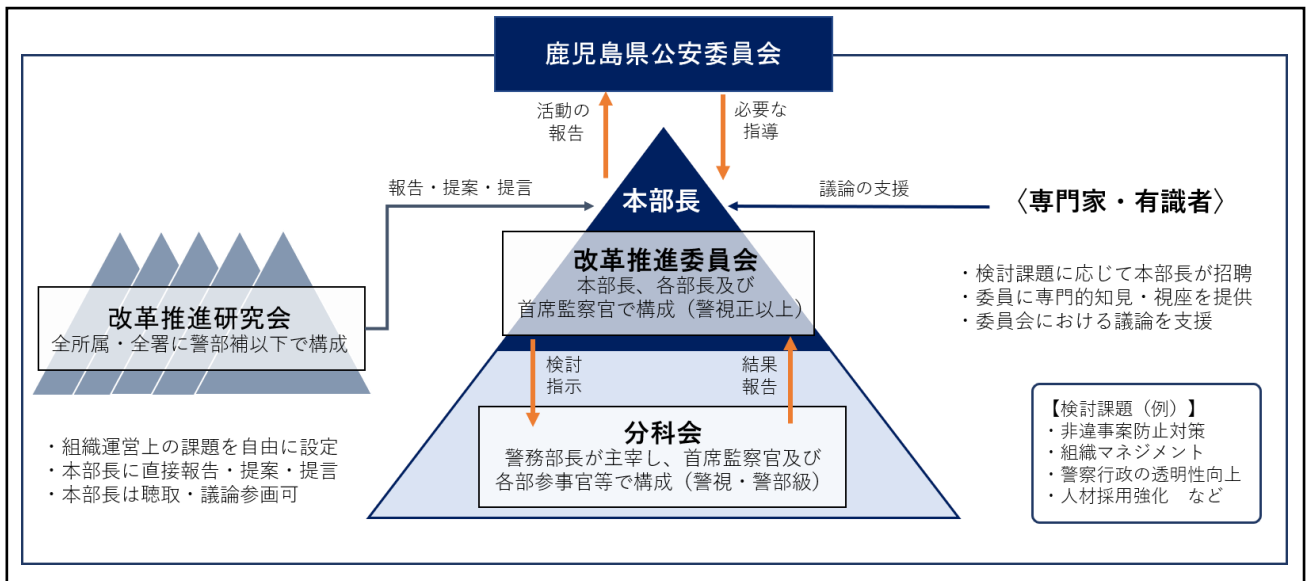
こうしたことから、非違事案防止対策を始め、全職員が認識を共有しなければならない組織運営上の課題等の解決に向けて、職員自身が主体的に参画して自由に意見を交わし、そこでの様々な意見を集約して県警察の組織運営に反映させることを目的として、「鹿児島県警察・改革推進委員会」、「改革推進研究会」（共に仮称）を創設する。

改革推進委員会は、再発防止対策の各種施策の進捗管理と不断の見直し・改善の中核を担い、組織の全体最適の観点から必要な意思決定を行う。

警部補以下で構成され、全所属・全警察署に設置される改革推進研究会は、組織運営上の課題の発見や解決の起点であるだけでなく、自らの提案等が組織全体に裨益することを実感できる場としても機能しなければならない。このため、同研究会は、直接本部長に報告・提案・提言ができるようにするとともに、本部長も、同研究会の議論に参画することとする。また、組織運営上の課題は多岐にわたることから、改革推進委員会の議論を支援するため、本部長は、検討課題に応じて専門家・有識者を委員会に招聘することとする。

これらの活動については、非違事案防止の進捗状況等とともに、県民の良識を代表する県公安委員会に随時報告し指導を受けることにより、県民のための県警察として、全職員を当事者とした県警察改革を不断に推進する。

※ 改革推進委員会の構成・運営イメージ



## 6 今後の進め方

今後、県警察としては、上記5のとおり、「鹿児島県警察・改革推進委員会」において、PDCA サイクルに基づき、第4に掲げた再発防止対策の全ての施策をフォローアップし、見直し・改善を図るとともに、全ての職員の参画により、より効果的で実効性のある非違事案防止対策を講じることができるよう、全力で取り組んでいく。

もとより非違事案はあってはならず、その絶無を期すべきものであるが、今後、県警察において非違事案が発生した場合においてもこの枠組を活用し、PDCA サイクルの中で、より効果的で実効性のある対策を講じていくことにより、県民の方々からの信頼を確保してまいりたい。

このため、改革推進委員会における活動状況や再発防止対策のフォローアップの状況については、県民の方々に御覧いただけるよう、毎年、県警察のウェブサイトにおいて公表することとする。

<sup>i</sup> 「刑事企画課だより」は、刑事企画課が部内用に作成する執務資料であるが、令和5年10月2日に発出された「刑事企画課だより（第20号）」において、本来周知すべき趣旨と異なる受け止めを招く不適切な表現・内容があった。同号によって周知しようとした内容は、「必要な捜査書類は確実に検察庁に送致すること、その写しがある場合には、これを適切に保管管理すること」であったが、同号がウェブサイトに掲載され、その事実を警察庁に報告したところ、周知すべき内容やその趣旨が伝わらない内容になっているのではないかと指摘を受けたため、刑事部内で文書の内容を再検討した。

その結果、本来の趣旨とは異なる受け止めを招く表現であり、また、本来の趣旨が伝わらない内容であると考えたことから、同年11月21日に同号を廃止し、内容を改めた「刑事企画課だより（第23号）」を新たに発出するとともに、決裁の過程で十分な精査、検討が行われていなかったことから、同日、当時の決裁権者である刑事企画課長を「業務指導」とした。

<sup>ii</sup> 本事案の捜査に関してなされている指摘に対する県警察の考えは、以下のとおりである（令和6年7月19日鹿児島県議会総務警察委員会閉会中審査における県警察側答弁から）。

(1) 捜索差押が、報道の自由や取材の自由を侵害するものであるとの指摘について

〈県警察の考え〉

まず、報道の自由や取材の自由については我々としても重々理解しているところである。

その上で、あえて申し上げれば、巡査長による地方公務員法違反の漏えい先については、被疑者である巡査長の供述や、それまでに収集されている客観的証拠等を踏まえ、

1 点目、令和 5 年 6 月に行われた、第三者の犯罪経歴情報の漏えい

2 点目、令和 5 年秋に行われた告訴・告発事件処理簿一覧表 10 枚の漏えい

3 点目、令和 6 年 3 月に行われた告訴・告発事件処理簿一覧表 47 枚の漏えい

これら 3 事実すべての漏えい先となっているものと判断したものである。

特に 1 点目の犯罪経歴情報の漏えいについては、漏えい先である福岡市在住の男性から、巡査長に対して、第三者の氏名や生年月日、住所、本籍をメッセージアプリで送信し、これに対し、巡査長がその人物を警察内部のシステムで調べ、後日詳細な犯罪経歴情報をメッセージアプリで当該男性に送信したことが客観的証拠や供述から判明している。特に、この犯罪経歴情報の漏えいについては、巡査長は、相手方（福岡市在住の男性）から求められて渡した旨を供述している。

よって、本件では証拠物が存在する蓋然性が認められたことはもちろん、事案の重大性や漏えい先となった当該男性と巡査長との間で、情報漏えいの関係性が一定期間継続していたことなどを踏まえれば、漏えい先となった当該男性の関与状況を解明することは、本件捜査を進める上で重要な事柄であった。

## (2) 公益通報を萎縮させる行為であるとの指摘について

（県警察の考え）

巡査長による地方公務員法違反事件では、犯罪経歴情報や告訴・告発事件処理簿一覧表の漏えい先について捜索差押を行った。

その際に押収したパソコンから本件犯罪事実に関する告訴・告発事件処理簿一覧表等が発見されたところであるが、あわせて前生活安全部長による国家公務員法違反の端緒となる電子データについても発見されたものである。

これは、県警察の前刑事部長の氏名、住所、電話番号を問い合わせ先として記載した上で公表を望んでいないストーカー規制法違反事件の被害女性の実名と年齢を第三者に漏らしたという事件であり、このような悪質な事件の捜査と公益通報が直接関わるような事柄ではないと考えている。

<sup>iii</sup> 前生活安全部長は、令和 6 年 6 月 21 日、国家公務員法（守秘義務）違反で起訴された。

<sup>iv</sup> 令和 6 年 7 月 1 日、本事案の捜査において枕崎警察署で作成された実況見分の実施日について、正しくは令和 6 年 1 月 17 日であるところ、令和 6 年 1 月 23 日と誤って実況見分調書に記載されていたことが判明した。これは、本来、実況見分の実施日を記載すべきであったにもかかわらず、文書作成者の不注意によって、文書を作成し始めた当日である令和 6 年 1 月 23 日を記載していたものであり、既に鹿児島地方検察庁に対して適正に報告をしているが、捜査書類について、本人による作成時や上司による確認時に正確性や緊張感が足りなかったことを理由として、同年 7 月 1 日、同署生活安全刑事課を「業務指導」とし、また、同月 4 日、別の警察署に異動していた文書作成者を「業務指導」とした。

<sup>v</sup> 枕崎警察署においては、令和 6 年 3 月 19 日に被疑者が浮上して以降も、より強い証拠を見出すべく、引き続き捜査が行われていた。第 1 の 7 (1) のとおり、生活安全部が枕崎警察署から事件を引き継いだのは、同年 5 月に入ってからであったが、その後同月 13 日に被疑者が逮捕されたのは、枕崎警察署において、確実に捜査が行われていたためである。

<sup>vi</sup> 前生活安全部長が先に述べた勾留理由開示の場において、本部長が隠蔽を指示したなどと主張した後、本部長に対して犯人隠避罪等に関する告発が鹿児島地方検察庁になされたが、本部長は同地検から事情聴取を受け、令和 6 年 7 月 5 日付けで、同地検において不起訴処分とされている。

<sup>vii</sup> 県公安委員会委員が本部長及び各部長を、警務部長が本部及び警察署の所属長を聴取した。

<sup>viii</sup> 県公安委員会の指導の下、7 月 1 日から 3 日までの間、本部及び市内 3 警察署から、男女、警察官・事務職員、階級の別を問わず選出し、中堅職員：拝命 15 年以上の男女（40 歳以上）、若手職員：拝命 5 年未満の男女（30 歳未満）及び組織内の幹部数が少ない女性職員のグループに分けて討議を行った。

<sup>ix</sup> 令和 6 年 6 月 27 日から同年 7 月 3 日までの 7 日間、入校者、育児休業者等回答不能であった 115 人を除く全職員 3,219 人を対象に、一連の非違事案に対する認識や考えを聞く Web アンケートを実施した。回答者は 3,208 人（回答率約 99.6%）であった。

---

<sup>x</sup> 令和6年7月5日、警察署協議会代表者会議を開催した。同代表者会議は、原則として年1回開催されているが、今回は、一連の非違事案に関して様々な御意見をいただくため、臨時で開催したものである。なお、県警察では、全ての警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が地域の住民の方々の意見を聴き、理解と協力を求める場として活用している。